

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム「清山荘」 運営規程

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人慶美会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム「清山荘」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として支援するものとする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム 「清山荘」
- （2）所在地 千葉県市川市柏井町4丁目314番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 (常勤)

専ら事業所の職務に従事し、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の適正な運営を期するため、職員に対し必要な指揮命令を行う。

(2) 嘱託医師 1 以上

利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(3) 生活相談員 2 以上 (内、常勤職員 1 以上)

利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言及び援助を行うとともに、職員に対する技術指導及び関係機関との連絡調整等を行う。また、短期入所生活介護計画の作成について、サービスの提供に関わる職員と共同して作成するに当たって、その取りまとめを行う。

(4) 介護職員 4 2 以上 (内、常勤職員 1 以上)

利用者の入浴、食事等日常生活全般に関する介助及び援助を行う。

(5) 看護職員 3 以上 (内、常勤職員 1 以上)

利用者の日々の健康状態のチェック並びに保健衛生上の指導及び看護を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1 以上

食事の献立の作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1. 3 以上

日常生活を営むために必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 2 以上

会計、人事及び労務等に関する事務を行う。

(9) 調理員 5 以上

献立に基づき、給食業務を行う。

(10) その他、事業所の運営の実態に即して、必要な職種を適正に配置する。

(11) 前各号に掲げる職員については、指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護及び指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護を兼務することができるものとする。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 事業所の定員（指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業）は、次のとおりとする。

(1) 併設利用型 22人

(2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員100人以内

(定員の遵守)

第6条 利用者は、災害、虐待その他のやむを得ない場合を除き、前条に定める利用者数を超える利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行わないものとする。

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、この規程に定める条項の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について、その申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定短期入所生活介護の開始等)

第10条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第11条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第12条 介護は、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行うものとする。

3 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。

4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

5 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の

者による介護を受けさせてはならないものとする。

(食事)

第13条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第14条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(利用者の健康管理)

第15条 第4条1項第2号及び第5号に掲げる医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(相談及び援助)

第16条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第17条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第18条 指定短期入所生活介護を提供した際の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とするものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業者は、前2項のほか、次の各号に掲げる費用の額について、第7条の規定による重要事項説明書に記載の費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する毛費用

- (2) 居住に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な居室の提供に要する滞在費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第20条 通常の送迎の実施地域は、市川市、鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市及び浦安市の区域とする。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

（利用者のマナー等）

第21条 利用者は、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をするにより、相互理解及び信頼構築に努めるものとする。

（外出）

第22条 利用者が外出を希望する場合には、管理者に届け出るものとする。

（衛生保持）

第23条 利用者は、居住環境の衛生管理及び感染症への予防、その他環境保全のために事業所に協力するものとする。

（禁止行為）

第24条 利用者は、事業所内において、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 宗教又は信条の相違などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

- (3) 事業所の秩序又は風紀を乱し、安全・安心な居住環境を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第25条 職員は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は第32条第1項の規定により、あらかじめ、事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 事業所は、消防計画及び風水害、地震に対処するための非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、当該事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症並びに食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所は、当該事業所内における感染症並びに食中毒の予防及びまん延を防止するための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所は、介護職員その他の職員に対し、感染症並びに食中毒の予防及びまん

延の防止のため、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第28条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第29条 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービスの費用の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準じた書面に記載するものとする。

2 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第30条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所の職員によって指定短期入所生活介護を提供しなければならないものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 前2項に定める職員の勤務の体制の策定に当たっては、併設する指定介護老人福祉施設の職員と併せて勤務表を作成するものとする。

4 事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、次の各号に掲げる研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後及び異動後3ヶ月以内

(2) 現任者研修 年2回

(3) 特別研修 随時

(4) 認知症介護に係る基礎的な研修

5 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(職員の健康管理)

第32条 事業所は、職員に年1回の健康診断を受診させるものとする。

2 前項によるほか、深夜業務に従事する職員には6ヶ月以内ごとに1回の健康診断を受診させるものとする。

3 前2項によるほか、介護職員及び看護職員には6ヶ月以内ごとに1回の腰痛症検診を受診させるものとする。

(協力医療機関等)

第33条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第34条 事業者は、当事業所の見やすい場所に、本規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつ

でも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(秘密の保持等)

第35条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、家族又は代理人の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 事業者は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、家族又は代理人の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、又は利用者の代理人の個人情報を用いる場合は当該代理人の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第36条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

第37条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して千葉県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 6 事業者は、千葉県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を千葉県国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携等)

第37条の2 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(地域等との連携)

第38条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第39条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法等については、併設する指定介護老人福祉施設が事故の発生又はその再発を防止するためとして定めている指針及び体制整備等の措置に準ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所に故意、過失がない場合は、この限りでない。

(会計の区分)

第40条 事業者は、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第41条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) 第29条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第30条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(身体的拘束等)

第42条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第43条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施するものとする。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置くものとする。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止等を検討する委員会にて協議し、再発防止策について介護職員その他の職員に周知するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第44条 事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上そ

の他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するものとする。

（協議事項）

第45条 この規程に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、
事業者と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 16 日から施行する。